

特別償却の付表（十一）の記載の仕方

1 この付表（十一）は、青色申告法人で租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の12の7第1項《事業適応設備を取得した場合等の特別償却》に規定する認定事業適応事業者若しくは同条第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが同条第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人で措置法第68条の15の7第1項《事業適応設備を取得した場合等の特別償却》に規定する認定連結親法人若しくは認定連結子法人若しくは同条第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが同条第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、情報技術事業適応設備（措置法第42条の12の7第1項又は第68条の15の7第1項に規定する情報技術事業適応設備をいいます。以下同じです。）、事業適応繰延資産（措置法第42条の12の7第2項又は第68条の15の7第2項に規定する事業適応繰延資産をいいます。以下同じです。）又は生産工程効率化等設備等（措置法第42条の12の7第3項又は第68条の15の7第3項に規定する生産工程効率化等設備等をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に關し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備等についてはこの制度の適用はなく、また、措置法第42条の12の7第1項又は第68条の15の7第1項の規定の適用を受けた生産工程効率化等設備等については措置法第42条の12の7第3項又は第68条の15の7第3項の規定の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。

2 「対象資産の区分1」は、情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等が措置法第

42条の12の7第1項から第3項まで又は第68条の15の7第1項から第3項までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、（ ）内には、該当項を記載してください。

- 3 「事業の種類2」には、措置法第42条の12の7第1項若しくは第3項又は第68条の15の7第1項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合に、情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
 - 4 「対象資産の種類等3」には、措置法第42条の12の7第1項若しくは第3項又は第68条の15の7第1項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合に、耐用年数省令別表に基づき、情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。
 - 5 「対象資産の名称4」には、措置法第42条の12の7第1項若しくは第3項又は第68条の15の7第1項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合に、情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等に該当する資産の名称を記載します。
 - 6 「取得等年月日5」には、措置法第42条の12の7第1項若しくは第3項又は第68条の15の7第1項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合に、情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等の取得等をした年月日を記載します。
 - 7 「事業の用に供した年月日又は支出年月日6」には、情報技術事業適応設備若しくは生産工程効率化等設備等を事業の用に供した年月日又は事業適応繰延資産となる費用の支出をした年月日を記載します。
 - 8 「取得価額又は支出した金額8」には、情報技術事業適応設備若しくは生産工程効率化等設備等の取得価額又は事業適応繰延資産の額を記載します。
- ただし、その情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

- 9 「取得価額等の合計額が300億円又は500億円を超えることによる修正取得価額等9」は、次により記載します。
- (1) 措置法第42条の12の7第1項若しくは第2項又は第68条の15の7第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける場合において対象資産合計額（措置法第42条の12の7第1項又は第68条の15の7第1項に規定する対象資産合計額をいいます。以下同じです。）が300億円を超えるときに、「取得価額等の合計額17」のうちに占める個々の情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産の「取得価額又は支出した金額8」の割合を300億円に乗じて計算した金額を記載します。
- (2) 措置法第42条の12の7第3項又は第68条の15の7第3項の規定の適用を受ける場合において措置法第42条の12の7第3項又は第68条の15の7第3項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行う措置法第42条の12の7第3項又は第68条の15の7第3項に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得等をする生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円を超えるときに、「取得価額等の合計額17」のうちに占める個々の生産工程効率化等設備等の「取得価額又は支出した金額8」の割合を500億円に乗じて計算した金額を記載します。
- 10 「特別償却率10」の分子は、次の資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
- (1) 情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産…「30」
- (2) 生産工程効率化等設備等…「50」
- 11 「償却・準備金方式の区分12」は、その情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「主務大臣の認定を受けた年月日13」には、産業競争力強化法第21条の16第2項《事業適応計画の変更等》に規定する認定事業適応計画（以下「認定事業適応計画」といいます。）について、主務大臣の認定を受けた年月日を記載します。
- なお、この制度の適用を受ける情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等が記載された租税特別措置法施行規則第20条の10の3第3項第1号又は第22条の33の2第2項第1号《事業適応設備を取得した場合等の特別償却》に規定する認定

申請書等（以下「認定申請書等」といいます。）の写し及びその認定申請書等に係る同令第20条の10の3第3項第1号又は第22条の33の2第2項第1号に規定する認定書等の写しの添付が必要となりますので注意してください。

(2) 「主務大臣の確認を受けた年月日14」には、措置法第42条の12の7第1項若しくは第2項又は第68条の15の7第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける場合に、産業競争力強化法第21条の28第2項《課税の特例》の規定による主務大臣の確認を受けた年月日を記載します。

なお、認定申請書に係る認定事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法第21条の13第2項第2号《実施指針》に規定する情報技術事業適応に係る産業競争力強化法施行規則第11条の19第3項《情報技術事業適応に係る課税の特例》の確認書の写しの添付が必要となりますので注意してください。

(3) 「特定ソフトウェアの新增設又はソフトウェアの利用に係る費用の支出の有無15」は、措置法第42条の12の7第1項又は第68条の15の7第1項の規定の適用を受ける場合において、特定ソフトウェア（措置法第42条の12の7第1項又は第68条の15の7第1項に規定する特定ソフトウェアをいいます。）の新設若しくは増設又は情報技術事業適応（措置法第42条の12の7第1項又は第68条の15の7第1項に規定する情報技術事業適応をいいます。）を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。）の支出のいずれかを行った場合には「有」を、いずれも行っていない場合には「無」を○で囲みます。

なお、「無」の場合には、措置法第42条の12の7第1項又は第68条の15の7第1項の規定の適用はありませんので注意してください。

(4) 「産業試験研究用資産に該当するかの区分16」は、措置法第42条の12の7第1項又は第68条の15の7第1項の規定の適用を受ける場合において、これらの規定の適用を受ける資産が、主として措置法第42条の12の7第1項又は第68条の15の7第1項に規定する産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるソフトウェア、機械及び装置並びに器具及び備品（機械及び装置並びに器具及び備品にあっては、同表の中欄に掲げる固定資産に限ります。）に該当する場合には「該当」を、該当しない場合には「非該当」を○で囲みます。

なお、「該当」の場合には、その該当する資産について措置法第42条の12の7第1項又は第68条の15の7

第1項の規定の適用はありませんので注意してください。

(5) 「取得価額等の合計額17」には、対象資産につき、措置法第42条の12の7第1項若しくは第2項又は第68条の15の7第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける場合には対象資産合計額を、措置法第42条の12の7第3項又は第68条の15の7第3項の規定の適用を受け

る場合には生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額を記載します。

(6) 「その他参考となる事項18」には、その資産が情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等に該当する旨等参考となる事項を記載します。